

議第 1 号

令和 7 年度各務原市一般会計予算

令和 7 年度各務原市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,020,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		22,790,880
	1 市民税	9,758,089
	2 固定資産税	10,229,425
	3 軽自動車税	412,113
	4 市たばこ税	730,000
	6 入湯税	1,000
	7 都市計画税	1,660,253
2 地方譲与税		439,664
	1 地方揮発油譲与税	90,000
	2 自動車重量譲与税	330,000
	4 森林環境譲与税	19,664
3 利子割交付金		8,000
	1 利子割交付金	8,000
4 配当割交付金		167,000
	1 配当割交付金	167,000
5 株式等譲渡所得割交付金		228,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	228,000
6 法人事業税交付金		321,000
	1 法人事業税交付金	321,000
7 地方消費税交付金		3,600,000
	1 地方消費税交付金	3,600,000
8 ゴルフ場利用税交付金		15,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	15,000

(単位：千円)

款	項	金 額
9 環境性能割交付金		58,000
	1 環境性能割交付金	58,000
10 国有提供施設等所在市町村 助成交付金		400,000
	1 国有提供施設等所在市町村 助成交付金	400,000
11 地方特例交付金		180,000
	1 地方特例交付金	150,000
	2 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交 付金	30,000
12 地方交付税		4,200,000
	1 地方交付税	4,200,000
13 交通安全対策特別交付金		15,000
	1 交通安全対策特別交付金	15,000
14 分担金及び負担金		261,415
	2 負担金	261,415
15 使用料及び手数料		516,017
	1 使用料	343,207
	2 手数料	172,810
16 国庫支出金		11,964,233
	1 国庫負担金	8,493,040
	2 国庫補助金	3,361,413

(単位：千円)

款	項	金 額
	3 委託金	109,780
17 県支出金		4,746,099
	1 県負担金	3,194,982
	2 県補助金	1,204,517
	3 委託金	346,600
18 財産収入		149,266
	1 財産運用収入	144,266
	2 財産売却収入	5,000
19 寄附金		501,000
	1 寄附金	501,000
20 繰入金		2,705,144
	1 基金繰入金	2,700,000
	2 特別会計繰入金	5,144
21 繰越金		850,000
	1 繰越金	850,000
22 諸収入		2,425,482
	1 延滞金・加算金及び過料	20,016
	2 市預金利子	4,480
	3 貸付金元利収入	106,200
	4 受託事業収入	148,224
	6 雑入	2,146,562
23 市債		6,478,800
	1 市債	6,478,800

(単位：千円)

款	項	金 額
歳 入 合 計		6 3 , 0 2 0 , 0 0 0

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		3 5 8, 6 9 6
	1 議会費	3 5 8, 6 9 6
2 総務費		6, 6 2 1, 6 1 5
	1 総務管理費	5, 1 9 2, 3 7 6
	2 徴税費	7 5 1, 4 3 8
	3 戸籍住民基本台帳費	3 8 8, 7 6 4
	4 選挙費	1 3 1, 9 7 5
	5 統計調査費	1 1 9, 6 3 3
	6 監査委員費	3 7, 4 2 9
3 民生費		2 0, 4 1 9, 8 4 5
	1 社会福祉費	7, 4 5 5, 2 2 6
	2 高齢福祉費	6 5 9, 7 0 8
	3 児童福祉費	1 0, 5 0 3, 8 7 5
	4 生活保護費	1, 7 5 3, 6 0 1
	5 国民年金費	3 9, 1 3 5
	6 災害救助費	8, 3 0 0
4 衛生費		5, 9 9 9, 5 2 4
	1 保健衛生費	1, 4 7 8, 3 2 4
	2 環境費	4, 5 2 1, 2 0 0
5 労働費		6 5, 2 8 8
	1 労働諸費	6 5, 2 8 8
6 農林水産業費		4 6 7, 3 4 8
	1 農業費	1 2 5, 6 6 8

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 畜産業費	33,292
	3 農地費	252,934
	4 林業費	55,454
7 商工費		923,354
	1 商工費	923,354
8 土木費		4,839,839
	1 土木管理費	322,844
	2 道路橋梁費	1,884,804
	3 河川費	99,216
	4 都市計画費	2,296,483
	5 住宅費	236,492
9 消防費		2,147,014
	1 消防費	2,147,014
10 教育費		10,349,638
	1 教育総務費	1,340,143
	2 小学校費	1,574,465
	3 中学校費	832,953
	4 特殊学校費	214,436
	5 幼稚園費	1,749,379
	6 社会教育費	1,205,738
	7 保健体育費	3,432,524
12 公債費		4,179,525
	1 公債費	4,179,525

(単位：千円)

款	項	金 額
13 諸支出金		6, 5 9 8, 3 1 4
	2 繰出金	6, 4 9 4, 1 3 6
	3 基金費	1 0 4, 1 7 8
14 予備費		5 0, 0 0 0
	1 予備費	5 0, 0 0 0
歳 出 合 計		6 3, 0 2 0, 0 0 0

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
会 議 録 等 作 成 業 務 委 託 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	6 5 9
議 会 タ ブ レ ッ ト 端 末 等 導 入 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 1 2 年 度 ま で	2, 7 3 6
指 定 金 融 機 関 業 務 委 託 事 業 (令 和 8 年 度 更 新 分)	令 和 7 年 度 か ら 令 和 1 2 年 度 ま で	6 4, 6 8 0
結 婚 相 談 所 夜 間 相 談 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	4, 7 2 2
産 業 文 化 セ ン タ ー 非 常 用 発 電 機 更 新 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	1 1 7, 4 8 0
公 共 施 設 等 照 明 L E D 化 事 業 (そ の 1)	令 和 7 年 度 か ら 令 和 1 7 年 度 ま で	5 6 9, 1 8 8
公 共 施 設 等 照 明 L E D 化 事 業 (そ の 2)	令 和 7 年 度 か ら 令 和 1 8 年 度 ま で	6 0 4, 0 8 8
情 報 関 連 業 務 第 5 期 最 適 化 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 1 3 年 度 ま で	2, 3 1 9, 8 1 5
R P A 運 用 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	3, 5 9 7
A I - O C R 運 用 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	1, 2 8 7
市 民 税 ・ 県 民 税 賦 課 事 務 補 助 業 務 派 遣 委 託 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	3, 6 3 1
市 民 税 ・ 県 民 税 賦 課 事 務 用 パ ソ コ ン レ ン タ ル 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	2 2 4
戸 籍 へ の 振 り 仮 名 記 載 に 関 す る 法 制 化 対 応 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	1, 0 0 6
第 6 次 障 が い 者 計 画 策 定 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	2, 2 8 4

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
第 1 0 期 高 齢 者 総 合 プ ラ ン 策 定 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	3, 4 5 3
保 育 所 午 睡 事 故 防 止 推 進 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 1 1 年 度 ま で	2, 5 2 0
那 加 中 央 保 育 所 空 調 設 備 等 改 修 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	1 2 2, 8 8 9
中 屋 保 育 所 外 壁 等 改 修 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	8 9, 6 5 0
岐 阜 中 流 用 水 水 利 権 更 新 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	6, 9 8 4
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	2 5, 0 0 0
道 路 維 持 補 修 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	1 2 0, 0 0 0
市 道 鶉 9 4 1 号 線 道 路 改 良 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	2 4 4, 5 2 7
都 市 計 画 道 路 犬 山 東 町 線 バ イ パ ス 用 地 取 得 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 1 2 年 度 ま で	1 8 3, 6 2 4
都 市 計 画 区 域 区 分 等 変 更 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	3, 1 3 3
ふ れ あ い バ ス 運 行 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 1 2 年 度 ま で	ふ れ あ い バ ス 運 行 に 係 る 協 定 書 に 基 づ く 負 担 金 額
チ ョ イ ソ コ か か み が は ら 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で	チ ョ イ ソ コ か か み が は ら に 係 る 協 定 書 に 基 づ く 負 担 金 額
チ ョ イ ソ コ 広 域 連 携 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で	チ ョ イ ソ コ 広 域 連 携 事 業 に 係 る 協 定 書 に 基 づ く 負 担 金 額
A E D 更 新 事 業 (令 和 8 年 度 更 新 分)	令 和 7 年 度 か ら 令 和 1 2 年 度 ま で	9, 7 3 5

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
防災行政無線（同報系）設備更新事業	令和７年度から 令和８年度まで	11,868
教育ネットワーク更新事業	令和７年度から 令和８年度まで	153,257
学校適正規模・適正配置等計画策定事業	令和７年度から 令和８年度まで	18,685
小学校受変電設備整備事業	令和７年度から 令和８年度まで	87,357
坊の塚古墳保存活用計画策定事業	令和７年度から 令和８年度まで	2,728
学校給食センター調理 業務等委託事業 (そのの2)	令和７年度から 令和８年度まで	4,752
新総合体育館総合運動 防災公園造成事業	令和７年度から 令和８年度まで	59,353
新総合体育館総合運動防災公園 整備運営モニタリング事業	令和７年度から 令和１２年度まで	57,303
新総合体育館総合運動 防災公園整備運営事業	令和７年度から 令和３０年度まで	15,903,162千 円に物価変動による増 減額を加算した額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学習等供用施設整備事業	千円 29,600	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 〔ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率〕	公的資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には借入先と 協定し、その条 件に従うものと する。 ただし、市財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し、 又は繰上償還、 若しくは低利に借 り換えすること ができる。
産業文化センター 施設整備事業	240,100			
庁舎等情報基盤整備事業	43,100			
普通財産整備事業	100,600			
福祉センター一 施設整備事業	6,200			
川島会館施設整備事業	1,900			
特別支援学校 跡地整備事業	270,200			
保育所整備事業	96,800			
あさひ子ども館整備事業	4,600			
稲田園整備事業	132,200			
慈光園整備事業	10,100			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
し尿処理施設整備事業	千円 9,500	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 〔ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率〕	公的資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には借入先と 協定し、その条 件に従うものと する。 ただし、市財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し、 又は繰上償還若 しくは低利に借 り換えすること ができる。
ごみ処理施設整備事業	1,337,200			
火葬場整備事業	3,800			
一般会計出資債 (水道事業)	261,500			
農業基盤整備事業	16,400			
航空宇宙博物館 施設整備事業	500			
産業振興施設整備事業	24,600			
道路橋梁事業	852,700			
排水路改良事業	3,400			
街区公園整備事業	631,500			
都市再生整備事業	40,600			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
消 防 施 設 整 備 事 業	千円 1 3 3 , 4 0 0	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 〔ただし、 利率見直し 方式で借り 入れるにつ いては、利 率の見直し を行った後 の利率〕	公的資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には借入先と 協定し、その条 件に従うものと する。ただし、市財 政の都合により償 還期間及び償還 期限を短縮し、 又は繰上償還若 しくは低利に借 り換えること ができる。
消 防 施 設 等 情 報 基 盤 整 備 事 業	5 0 0			
教 育 施 設 情 報 基 盤 整 備 事 業	2 2 , 4 0 0			
小 学 校 施 設 整 備 事 業	8 7 1 , 7 0 0			
中 学 校 施 設 整 備 事 業	4 5 8 , 6 0 0			
特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 事 業	1 , 2 0 0			
少 年 自 然 の 家 整 備 事 業	1 , 6 0 0			
文 化 会 館 整 備 事 業	6 0 0			
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	1 , 7 0 0			
学 校 給 食 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業	2 9 , 0 0 0			
体 育 施 設 整 備 事 業	7 9 6 , 9 0 0			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総 合 体 育 館 等 施 設 整 備 事 業	千円 44,100	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 〔ただし、しり金利 利率見直し後、 方式で借り入れ 入れている資金 率の見直しは、 を行って後は、 において見直し 当該見直しの 後の利率〕	公的資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には借入先と 協定し、その条 件に従うものと する。ただし、市財 政の都合により償 還期間及び償還 期限を短縮し、 又は繰上償還若 しくは低利に借 り換えすることが できる。

議第 2 号

令和 7 年度各務原市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度各務原市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,144,470千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000千円と定める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		2, 6 4 0, 6 2 0
	1 国民健康保険料	2, 6 4 0, 6 2 0
2 使用料及び手数料		1, 0 0 2
	1 手数料	1, 0 0 2
3 国庫支出金		5 0
	1 国庫補助金	5 0
4 県支出金		9, 1 3 3, 4 5 9
	1 県補助金	9, 1 3 3, 4 5 9
5 財産収入		1, 1 5 0
	1 財産運用収入	1, 1 5 0
6 繰入金		1, 2 5 1, 1 8 9
	1 他会計繰入金	8 3 9, 5 9 5
	2 基金繰入金	4 1 1, 5 9 4
7 繰越金		1 0 0, 0 0 0
	1 繰越金	1 0 0, 0 0 0
8 諸収入		1 7, 0 0 0
	1 延滞金及び過料	2, 5 0 0
	3 雑入	1 4, 5 0 0
歳 入 合 計		1 3, 1 4 4, 4 7 0

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		103,208
	1 総務管理費	103,208
2 保険給付費		9,003,789
	1 保険給付費	9,003,789
3 国民健康保険事業費納付金		3,645,086
	1 国民健康保険事業費納付金	3,645,086
4 保健事業費		192,387
	1 特定健康診査等事業費	92,350
	2 保健事業費	100,037
5 諸支出金		100,000
	1 償還金	100,000
6 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		13,144,470

議第3号

令和7年度各務原市介護保険事業特別会計予算

令和7年度各務原市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,430,773千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和7年3月6日提出

各務原市長 浅野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		3, 0 1 6, 0 5 3
	1 介護保険料	3, 0 1 6, 0 5 3
3 使用料及び手数料		2 3 0
	2 手数料	2 3 0
4 国庫支出金		2, 9 0 8, 0 1 3
	1 国庫負担金	2, 3 3 8, 6 8 2
	2 国庫補助金	5 6 9, 3 3 1
5 支払基金交付金		3, 4 9 8, 5 9 5
	1 支払基金交付金	3, 4 9 8, 5 9 5
6 県支出金		1, 8 3 9, 2 5 7
	1 県負担金	1, 8 3 9, 2 5 7
7 財産収入		2, 7 7 0
	1 財産運用収入	2, 7 7 0
9 繰入金		2, 1 5 9, 3 4 5
	1 一般会計繰入金	1, 9 5 9, 3 4 5
	2 基金繰入金	2 0 0, 0 0 0
10 繰越金		4, 3 0 0
	1 繰越金	4, 3 0 0
12 諸収入		2, 2 1 0
	1 延滞金、加算金及び過料	1 8 0
	2 預金利子	3 0
	4 雑入	2, 0 0 0
歳 入 合 計		1 3, 4 3 0, 7 7 3

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		177,726
	1 総務管理費	177,726
2 保険給付費		12,523,894
	1 保険給付費	12,523,894
3 地域支援事業費		715,562
	1 地域支援事業費	715,562
4 保健福祉事業費		3,147
	1 保健福祉事業費	3,147
6 諸支出金		9,444
	1 償還金及び還付加算金	4,300
	2 繰出金	5,144
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		13,430,773

議第 4 号

令和 7 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 7 年度各務原市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,621,028千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2, 2 6 9, 3 7 5
	1 後期高齢者医療保険料	2, 2 6 9, 3 7 5
2 使用料及び手数料		9 0
	1 手数料	9 0
3 繰入金		2, 2 8 3, 9 2 3
	1 他会計繰入金	2, 2 8 3, 9 2 3
4 繰越金		6 6, 5 0 0
	1 繰越金	6 6, 5 0 0
5 諸収入		1, 1 4 0
	1 延滞金、加算金及び過料	7 0
	2 償還金及び還付加算金	1, 0 1 0
	3 預金利子	5 0
	5 雑入	1 0
歳 入 合 計		4, 6 2 1, 0 2 8

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		33,233
	1 総務管理費	33,233
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,585,285
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,585,285
4 諸支出金		2,510
	1 償還金及び還付加算金	2,510
歳 出 合 計		4,621,028

議第5号

令和7年度各務原市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度各務原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 給水戸数 | 63,893 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 17,512,891 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 47,981 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| 改良事業費 | 1,633,023 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	2,898,184 千円
第1項	営業収益	2,340,394 千円
第2項	営業外収益	557,789 千円
第3項	特別利益	1 千円
支 出		
第2款	水道事業費用	2,891,980 千円
第1項	営業費用	2,772,199 千円
第2項	営業外費用	105,781 千円
第3項	特別損失	4,000 千円
第4項	予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額977,685千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額98,381千円、過年度分損益勘定留保資金666,785千円及び当年度分損益勘定留保資金212,519千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第3款	資本的収入	781,398 千円
第1項	負担金	519,898 千円
第2項	企業債	261,500 千円

	支	出	
第4款	資	本	的
	支	出	1, 7 5 9, 0 8 3 千円
第1項	建	設	改
	良	費	1, 6 5 3, 8 6 6 千円
第2項	企	業	債
	償	還	金
			9 5, 2 1 7 千円
第6項	予	備	費
			1 0, 0 0 0 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
活 性 炭 運 搬 処 分 事 業	令和7年度から 令和8年度まで	3 7, 3 6 5 千円
水 道 管 路 耐 震 化 事 業	令和7年度から 令和8年度まで	2 7 1, 0 0 0 千円
受託関連配水管等布設事業	令和7年度から 令和8年度まで	2 6, 0 0 0 千円
検定満期量水器取替事業	令和7年度から 令和8年度まで	3 7, 2 5 7 千円
給水装置復旧修繕事業	令和7年度から 令和8年度まで	1, 4 0 0 千円
水道庁舎照明LED化事業	令和7年度から 令和17年度まで	1 0, 4 6 3 千円
水道事業出納取扱 金融機関業務委託事業	令和7年度から 令和12年度まで	6, 3 3 6 千円
水質改善処理施設整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	1, 1 9 5, 0 4 0 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	千円 261,500	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 344,531 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、208,935千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、40,600千円と定める。

令和7年3月6日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第6号

令和7年度各務原市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度各務原市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	44,789 戸
(2) 年間総排水量	12,882,746 m ³
(3) 一日平均排水量	35,295 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
污水管渠建設費	1,524,470 千円
雨水管渠等建設費	623,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第11款 下水道事業収益	3,088,932 千円
第1項 営業収益	1,781,122 千円
第2項 営業外収益	1,307,810 千円
支 出	
第21款 下水道事業費用	3,133,523 千円
第1項 営業費用	2,779,856 千円
第2項 営業外費用	350,667 千円
第3項 特別損失	2,000 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額960,375千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額107,022千円、過年度分損益勘定留保資金693,389千円及び当年度分損益勘定留保資金159,964千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第31款 下水道事業資本的収入	2,504,310 千円
第1項 負担金	159,668 千円
第2項 企業債	1,527,100 千円
第5項 他会計出資金	87,142 千円
第7項 補助金	730,400 千円

支 出

第41款	下水道事業資本的支出	3,464,685 千円
第1項	建設改良費	2,218,007 千円
第2項	企業債償還金	1,236,478 千円
第5項	過年度補助金等返還金	200 千円
第6項	予備費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造資金の融資に係る利子補給金(令和7年度融資予定分)	令和7年度から令和11年度まで	126 千円
下水道支線・取付管設置事業	令和7年度から令和8年度まで	5,000 千円
公共汚水ます等設置事業	令和7年度から令和8年度まで	32,000 千円
下水道事業出納取扱金融機関業務委託事業	令和7年度から令和12年度まで	6,072 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,316,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。
流域下水道事業	68,700			
資本費平準化	142,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 150,628千円

令和7年3月6日提出

各務原市長 浅野健司